

平成29年度
第2回兵庫県都市計画審議会

平成30年2月13日(火)
兵庫県農業共済会館7階 大会議室

【会長挨拶】

【議案審議】

それでは、第1号議案、小野市、加西市、加東市に係ります「東播都市計画区域区分の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第1号議案「東播都市計画区域区分の変更」について説明します。資料は、資料1の1ページから7ページ、議案説明資料は、資料2の1ページ、パワーポイント資料は、資料4の1ページから7ページです。

東播都市計画区域区分は、昭和45年度の当初決定以降おおむね5年ごとに、これまで7回の一斉見直しを行っております。この度、県企業庁等による産業団地開発が予定されている小野市の山田・池尻地区及び加西市を中心にして小野市及び加東市にまたがり、既に事業所が多数集積している繁昌・復井・高岡地区、この計2地区について、都市計画法第21条第1項に基づき、市街化区域への編入を行おうとするものです。

それでは前面スクリーンを御覧ください。

まず、最初に都市計画法第7条に規定する区域区分制度について、簡単に説明します。区域区分とは、都市計画区域において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要があるときに、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる線引きのことをいいます。

御承知のとおり、市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。一方、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域です。今回、この区域区分の変更を行う東播都市計画区域は、8市2町で構成され、図に示す桃色の区域が市街化区域、緑色の区域が市街化調整区域となっております。

次に、区域区分の変更の3つの種類について説明します。1つ目は編入と呼び、市街化調整区域において既に市街地が形成され又は計画的な市街地の整備が行われることが確実である区域を、市街化調整区域から市街化区域へ変更するものです。2つ目は逆線と呼び、市街化区域から市街化調整区域に変更するものです。3つ目は境界調整と呼び、地形地物の位置等が変更された箇所を、その境界の調整として変更するものです。

今回、変更を行う山田・池尻地区及び繁昌・復井・高岡地区の2地区は、市街化調整区域から市街化区域に変更する1つ目の編入に当たります。

まず、山田・池尻地区について説明します。赤い縁取りで黄色や黄緑、水色等で色塗りしているところが市街化区域、白地のところが市街化調整区域です。中央の赤い太線で囲んでいるところが、今回、市街化区域への編入を予定している山田・池尻地区で、県企業庁及び小野市が産業団地の開発を予定しています。

位置は、小野市の南東部に位置し、山陽自動車道三木小野インターチェンジから北に約3キロメートル、車で5分程度です。南東部には、小野工業団地・小野流通等業務団地、合わせて約130ヘクタールも存しており、アクセス及び産業活動に恵まれた位置となっています。

次に、山田・池尻地区に関する上位計画上の位置付けを説明します。まず、兵庫県地域創生戦略は、2060年の兵庫の姿を見据え、2020年までの5年間で、1つ目に人口対策「自然増対策・社会増対策」、2つ目に地域の元気づくり「東京一極集中の是正」の2項目を取り組むべき対策として掲げ、「人や企業・資本が流入する兵庫をつくる」、「兵庫の産業競争力を強化する」など9項目の基本目標を定めています。

さらに、この基本目標達成に向けた実効性確保のため、70の施策を設定しており、その中には「企業の立地・投資の促進」として、山田・池尻地区の産業団地の整備についても、施策に基づく事業に位置づけられており、産業団地整備後は10件の企業立地、約1,000人の就業人口を見込んでいます。

また、県の東播磨地域都市計画区域マスタープランでは、「土地利用に関する方針」の中で、「内陸部においては、周辺環境との調和に留意しつつ、整備が進む基幹道路ネットワークの利便性を生かし、既存産業団地等への産業立地の促進や、インターチェンジ周辺等における新たな産業団地の形成を図る」旨を明記しています。

こちらが、計画図です。赤色で着色している部分が、今回、市街化区域に編入をしようとしている区域で現況は山林です。国道175号から小野市道新都市中央線を経由して約820メートル、南東部に存する小野工業団地及び小野流通等業務団地まで約650メートルに位置し、その面積は約41.4ヘクタールです。

こちらが、土地利用計画図です。市街化区域への編入面積41.4ヘクタールに対し、残置森林及び造成森林は、おおむね幅30メートル以上で計10.3ヘクタール、公園・緑地0.4ヘクタール、調整池2.1ヘクタールなどを確保し、緑豊かな産業団地を計画しています。分譲予定面積は25.3ヘクタールで、医療・福祉または食品等の製造業や、物流関係の事業所の誘致を進めていく予定としております。

こちらが、完成予想図です。平成31年度から一部分譲を開始し、平成33年度の工事完成

を目指しています。

続きまして、繁昌・復井・高岡地区について説明します。赤い太線で囲んでいるところが、今回、市街化区域への編入を予定している繁昌・復井・高岡地区で、小野市、加西市及び加東市にまたがる区域となっています。

中国自動車道加西インターチェンジまで約6キロメートル、車で13分程度、国道175号へも約5キロメートルであり、区域の中心を通る国道372号沿いに、既に多数の事業所が集積しています。この度、区域内の事業者が区域内の未利用地への事業所の拡大を予定していることから、市街化区域への編入を行おうとするものです。

次に、繁昌・復井・高岡地区に関する上位計画上の位置づけを説明します。先ほどの山田・池尻地区でも申し上げました兵庫県地域創生戦略におきましては、基本目標の1つに「兵庫の産業競争力の強化」を掲げ、その施策の中には「技術力の強化等による中小企業の成長・育成」がうたわれています。

また、県の東播磨地域都市計画区域マスタープランでは、「加西市繁昌町周辺地区において、工業地の整備に向けた計画的な市街化の検討を進める」と明記しています。

こちらが、計画図です。赤色で着色している部分が、今回、市街化区域に編入をしようとしている区域で、面積は約55.3ヘクタールです。御覧のように、国道372号沿いには、既に多数の事業所が立ち並んでおります。これらは、昭和40年代から50年代にかけて進出したもので、区域区分日前から存する工場や、区域区分日直後に既存権利者の届け出制度を活用して建築された事業所、または、都市計画法に基づく開発許可制度の適用が除外されている、特別積合せ貨物運送業の事業所等です。

こちらが、航空写真です。立ち並んでいる事業所等の主な業種は、運送事業の事業所、コンクリート二次製品製造工場、金属加工工場などです。なお、黄色の点線で示している部分が、この区域区分の変更後に金属加工業と運送業の事業所の建築が検討されている土地で、この土地の現況は、原野や耕作放棄地となっております。

なお、本議案に関する住民意見の反映措置等につきまして、住民説明会等を6月及び7月に変更を行う地区ごとに開催しております。6月に開催した繁昌・復井・高岡地区の住民説明会では、都市計画変更の時期と地権者の合意形成の方法、区域区分境界線の考え方等について質問がありました。案の縦覧は、昨年12月12日から2週間行った結果、意見書の提出はありませんでした。

さらに、この案について小野市、加西市及び加東市に意見聴取をした結果、異存ない旨の

回答をいただいております。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、または御意見がございませうでしょうか。

それでは、特に御質問がないようですので、お諮りいたします。

第1号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり可決いたします。

続きまして、第2号議案、加古川市に係ります「東播都市計画道路(3.4.3号国道2号線ほか3路線)の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 第2号議案「東播都市計画道路(3.4.3号国道2号線ほか3路線)の変更」について、御説明いたします。資料1は、9ページから19ページ、資料2は2ページ、3ページ、資料3は、1ページ、資料4は、9ページから20ページでございます。

前面スクリーンを御覧ください。

中心付近に加古川市役所とJR加古川駅を示しております。都市計画道路「国道2号線」は、運輸交通上支障が生じている状況に鑑み、将来の健全な市街地発展を図るため、昭和29年に都市計画決定されました。

また、都市計画道路「米田平荘線」、「加古川別府港線」、「尾上小野線」は、播磨工業地帯のうち東播磨の中心に位置し、工業の新規導入による土地利用の増進、交通量の増加に対処するため、昭和39年に都市計画決定されております。

今回は、赤色で示しております加古川市内の国道2号線の一部と、国道2号線と交差する米田平荘線、加古川別府港線、尾上小野線の一部で変更を行います。

最初に、「国道2号線」の変更について御説明いたします。変更内容の説明に先立ち、まずは、国道2号線を取り巻く状況について御説明いたします。

今回の変更区間につきましては、4車線で都市計画決定されておりますが、現道は2車線で、加古川橋東詰交差点から平野西交差点の間は、東行き的一方通行となっております。なお、この区間の西行きの交通につきましては、加古川市道である都市計画道路平野西河原線を西行き一方通行として、同じく市道であります都市計画道路加古川左岸線を北行き一方通行として、処理をしております。

一方、JR加古川駅周辺の都心部では、防災街区整備事業や優良建築物等整備事業、加古

川中央市民病院の建設など、まちづくりが進展しております。これらまちづくりに併せて、都心部の都市機能の集約化の核となる4車線の環状道路の整備が進められていますが、この環状道路の一翼を担う国道2号線につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、2車線の東行き的一方通行のままとなっております。

また、加古川橋につきましては、大正14年の架橋から90年以上が経過し、老朽化が進んでいることなどから架け替えが必要となっております。

このような状況の中、平成28年12月には、地元自治会関係者などから構成される「加古川市国道2号等整備促進協議会」から県に対しまして、国道2号線的一方通行規制解除に向けた早期の4車線整備と、加古川橋の架け替えを求める要望書が提出されております。

今回は、事業の実施に当たり、このような国道2号線を取り巻く状況を踏まえつつ、加古川市内の国道2号線の一部、約3,300メートルの区間につきまして幅員の変更、線形の変更及び区域の変更を行うものでございます。

次に、変更の概要について、御説明いたします。

まず、幅員の変更につきましては、現在の4車線となった都市計画変更から25年以上が経過し、状況の変化が見られることから、最新の将来交通量予測や近年の自転車交通事故の発生状況、現在の沿道の土地利用状況などを踏まえ、加古川橋東詰交差点から東側の区間におきまして、幅員を現在の30メートルから25メートルに変更いたします。

幅員構成につきましては、将来交通量予測などから停車帯を廃止するとともに、中央帯を2メートルから1メートルに、植栽帯を1.5メートルから1メートルに変更いたします。また、自転車と歩行者の分離を図るため、幅員3.5メートルの自転車・歩行者道を、幅員2メートルの歩道と自転車道に変更いたします。

次に、線形の変更について御説明いたします。線形の変更につきましては、今回の幅員の変更と併せて、交通の安全性や沿道の土地利用状況のほか、先ほど説明いたしましたJR加古川駅周辺のまちづくりの状況を踏まえ、国道2号線の整備効果が早期にまちづくりに生かせるよう、経済性や事業実現性も考慮し変更を行います。

次に、区域の変更について御説明いたします。加古川橋の東詰及び西詰周辺におきまして、副道が廃止されることから一部区域の変更を行います。

それでは、変更区間の東側から、詳しい変更内容について御説明いたします。

最初に、今回の変更区間の東端から平野西交差点までの区間について御説明いたします。図の右側が神戸方面、左側が姫路方面となります。また、図に青色で示しております線が現

在の都市計画線、赤色で示しております線が変更後の都市計画線になります。この区間につきましては、幅員の変更と線形の変更を行います。幅員の変更につきましては、先ほど御説明しましたとおり、幅員を現在の30メートルから25メートルに変更いたします。

線形の変更につきましては、沿道の南側の土地区画整理事業区域を基準に、早期の事業効果発現に配慮し、新たな支障物件を発生させない範囲で、図にオレンジ色で示しております沿道南側に存在する複数の比較的規模の大きい店舗等への影響が最小限になるよう、交通の安全性などと共に総合的に判断し、線形を青色の線から赤色の線に変更いたします。

次に、平野西交差点から大川町交差点までの区間について御説明いたします。

この区間につきましても、幅員の変更と線形の変更を行います。幅員の変更につきましては、同様に30メートルから25メートルに変更いたします。

線形の変更につきましても同様に、沿道の南側及び北側の土地区画整理事業区域を基準に、図にオレンジ色で示しております沿道北側に存在する堅牢な建物への影響や、交通の安全性などを総合的に判断し、線形を青色の線から赤色の線に変更いたします。

次に、大川町交差点から加古川橋東詰交差点までの区間について御説明いたします。

この区間につきましては、幅員の変更と線形の変更及び区域の変更を行います。幅員の変更につきましては同様に、30メートルから25メートルに変更いたします。

線形の変更につきましては、後ほど説明いたします加古川橋の線形の変更に伴い、線形を青色の線から赤色の線に変更いたします。

また、区域の変更につきましては、加古川橋東詰周辺におきまして、副道が廃止されることから、一部区域を削除いたします。

副道の廃止について、御説明いたします。

前面スクリーンは、加古川橋東詰交差点周辺を示しております。図の下側が神戸方面、上が姫路方面となります。現計画では、加古川橋東詰周辺におきまして、本線と沿道に高低差が生じるため、図にオレンジ色で示しております、副道が計画されております。車両は、水色の破線で示しておりますとおり、副道を経由して沿道から本線へ、あるいは、同じく副道を経由して本線から沿道へ出入りすることになっております。

この度、加古川橋の再設計により図の左下に示しておりますとおり、加古川橋の桁高さが低くなり、これに併せて橋梁前後に取りつく道路の路面も下がり、赤色の円で示しております本線と沿道の交差点部において、高低差が解消されることになりました。これにより、黄色の破線で示しておりますとおり、車両が直接沿道から本線に、あるいは本線から沿道に出

入り可能となり、副道は不要となりました。このため、この度幅道の区域を廃止するものでございます。

次に、加古川橋の変更について御説明いたします。

加古川橋につきましては、幅員の変更と線形の変更を行います。幅員の変更につきましては、道路部と同様に自転車と歩行者の分離を図るため、自転車歩行者道を歩道と自転車道に変更するなど、幅員を現在の 23.3 メートルから 24.8 メートルに変更いたします。

次に、線形の変更について御説明いたします。まずは、加古川橋の大まかな施工計画について御説明いたします。

前面スクリーンには、施工計画を図で示しております。加古川橋につきましては、現在、2 車線で供用されていますが、施工時においても現道交通の確保が必要であることから、図に示しておりますとおり、最初に既設橋において現道交通を確保しつつ、既設橋の北側に 2 車線の新橋を架設し、完成後、現道交通を新橋に切りかえ、2 車線での暫定供用といたします。その後、既設橋を撤去し、残り 2 車線の新橋を架設し、4 車線とする計画となっております。

また、2 車線での暫定供用期間におきましては、自動車の現道交通の確保はもとより、自転車・歩行者の現道交通や安全性も確保する必要があることから、図に示しておりますとおり、両側に自転車・歩行者道を設置することとしております。

線形につきましては、このような施工計画を踏まえ、2 車線暫定供用期間におきましても、両側に自転車・歩行者道を設置できる幅員を確保し、かつ、新橋の架設工事中におきましても、既設橋に影響を及ぼすことなく、既設橋で現道交通を確保できることを条件に、先ほど説明いたしました幅員の変更と併せて検討を行いました。

前面スクリーンには、2 車線暫定供用時の加古川橋西詰の交差点部の横断図を示しております。上の図が、現在の都市計画線を基本に、両側に自転車・歩行者道を設置できる幅員を確保し、新橋を架設した場合の横断図になります。この場合、図のとおり、新橋が既設橋の車線部にはみ出し、新橋の工事中に 1 車線が通行できなくなり、既設橋で現道の交通を確保することができません。

このため、下の図のとおり、現在の都市計画線を北側にシフトすることで、2 車線暫定供用期間におきましても、両側に自転車・歩行者道を設置できる幅員を確保し、かつ、新橋の架設工事中において既設橋に影響を及ぼすことなく、既設橋で現道交通を確保することができます。そこで、今回、線形を北側にシフトすることとし、線形を青色の線から赤色の線に

変更いたします。

最後に、加古川橋西詰から、今回の変更区間の西端までの区間について御説明いたします。

この区間につきましては、線形の変更と区域の変更を行います。線形の変更につきましては、先ほど説明しました加古川橋の線形の変更に伴い、線形を青色の線から赤色の線に変更いたします。

また、区域の変更につきましては、先ほど説明しました加古川橋東詰周辺と同様に、副道の廃止に伴い一部区域を削除いたします。

以上で、国道2号線の変更に係る説明を終わります。

続きまして、国道2号線の変更に伴い、一部区域の変更を行います米田平荘線、加古川別府港線及び尾上小野線について御説明いたします。

最初に、「米田平荘線」について説明いたします。米田平荘線につきましては、先ほど国道2号線の変更で説明しました副道の廃止に伴い、赤色で示しております区域を削除いたします。

続いて、「加古川別府港線」について御説明いたします。加古川別府港線につきましては、国道2号線の線形の変更に伴い、赤色で示しております交差点の隅切部の区域を削除いたします。

最後に、「尾上小野線」の変更について御説明いたします。尾上小野線につきましては同様に、国道2号線の線形の変更に伴い、赤色で示しております交差点部の隅切部の区域を削除いたします。

次に、説明会、縦覧等の状況でございます。加古川市におきまして、平成29年3月に住民説明会を開催するとともに、11月7日から2週間、縦覧に供しましたところ、意見書の提出が2通ございました。意見書の内容は、お手元にお配りしております資料3の1ページに記載しております。

意見書は、いずれも今回変更する4路線のうち、国道2号線に対するものでございます。

(1通目の意見書)

意見書の要旨は、「道路整備に伴う店舗の移転により、現在の場所から遠く離れると業務利益が維持できなくなる可能性が高くなり、会社自体の存続にかかわる大きな事案になると思われる。道路計画については十分に理解しているが、移転誘致の際には誘致場所の考慮・検討をお願いしたい」という意見でございます。

この意見に対する県の考え方は、道路整備に伴う建物の撤去、移転等による影響につきま

しては、事業実施の段階において測量や詳細な設計を実施し、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき、補償を行うこととなります。今後、事業実施に当たっては、関係権利者の個々の事情や意向を踏まえながら、御理解と御協力が得られるよう丁寧に対応していきたいと考えております。

(2通目の意見書)

意見書の要旨は、「道路整備により、土地を削られれば営業を継続することが困難になる。そのため、北側を現在の道路位置とし、道路計画を南側に下げることに変更することはできないか」という意見でございます。

この意見に対する県の考え方ですが、当該区間については現道拡幅を基本として、北側に拡幅する加古川橋を基準に加古川橋との交差点において、安全で円滑な交通を確保できるように道路線形を決定しております。御指摘の道路計画を南側に下げる変更につきましては、道路を南側に下げることにより、加古川橋との交差点形状が食い違い交差となるなど、安全で円滑な交通が確保できないこととなりますので変更を行うことは困難です。

なお、道路整備事業に伴う建物の撤去、移転等による影響につきましては、事業実施段階において、測量や詳細な設計を実施し、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき、補償を行うこととなります。今後、事業実施に当たっては、関係権利者の個々の事情や意向を踏まえながら、御理解と御協力が得られるよう丁寧に対応していきたいと考えております。

以上が、意見書の要旨と県の考え方でございます。

なお、本案につきまして、加古川市の意見につきましては、「異存なし」との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、また御意見はございませんでしょうか。

○9番 意見というより、この配布資料の説明の書き方ですけども、これ読ませてもらってなかなかわからなかったんですけど、今、説明を聞いて分かりました。昭和29年に都市計画決定されてから、一遍に少子化時代まできているわけで、昭和29年のときには、将来を見越したいろいろな計画で都市計画決定がされたということですね。そこで、どういうふうに変更するかというのを配布資料に出してこないか、この説明としては不親切ではないか。

それから、副道計画の再検討については、今の説明では高低差が解消されるから副道は要らなくなりました。これを配布資料にちょっと書いてくれたら非常に分かりやすいのに、何

かこれだけでは非常に不親切な配布資料になるのではないかと思いますので、ちょっと気をつけてもらいたい。

○議長 以後、配慮していただくようよろしくお願いいたします。

○9番 それと、昔からここは、すごい要望があった道路ですね。それを東行きと西行きに分けて暫定的にやられたと思います。できるだけ計画は計画で、早く実現するような方法も考えていただきたいと、これは事業の要望の方になります。

○議長 特に何かございますか、事務局から。よろしいですか。

ほかに、御意見、御質問ございますでしょうか。いかがでしょう。

よろしゅうございますでしょうか。

御質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第2号議案につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。

続きまして、第3号議案、加古川市に係ります「東播都市計画道路(3.2.140号尾上小野線)の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 第3号議案「東播都市計画道路(3.2.140号尾上小野線)の変更」について御説明いたします。資料1は21ページから27ページ、資料2は4ページ、5ページ、資料4は21ページから23ページでございます。

前面スクリーンを御覧ください。

図面は、中央付近に加古川市役所を示しております。都市計画道路「尾上小野線」は、市内を南北に縦断する路線で、先ほど第2号議案で説明しました、交差点の変更を行う路線と同一の路線ですが、本議案は赤色の丸印で示しております、東播磨南北道路の側道となっている区間において、一部区域の変更を行うものでございます。

平面図で説明いたします。今回の変更は、図に示しております一般県道大久保稲美加古川線と、本路線が交差する水足東交差点部において一部区域を変更いたします。

拡大図で説明いたします。歩道形状を見直した結果、図に赤色で示しております一部区域を削除いたします。

縦覧等の状況でございます。加古川市におきまして、平成29年7月に住民説明会を開催するとともに、11月7日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、本案に係る加古川市の意見につきましては、「異存なし」との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、または御意見はございませんでしょうか。

いかがでしょう。ございませんでしょうか。

御質問等がないようですので、それではお諮りをいたします。

第3号議案「東播都市計画道路（3. 2. 140号尾上小野線）の変更」につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり可決いたします。

次の第4号及び第5号議案は、県決定の都市計画案件ではなく、建築基準法第51条ただし書による付議でございます。

産業廃棄物等の処理施設を建築する場合は、原則として都市計画でその敷地の位置を決定する必要がありますが、ただし書により、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画上の支障がないと認めて許可した場合については、計画決定を要しない旨規定されております。

それでは、第4号議案、姫路市に係ります「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第4号議案、姫路市飾磨区中島における、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御説明いたします。資料1は29ページから32ページまで、資料2は6、7ページ、資料4は25ページから28-2ページまでです。

本施設は、廃プラスチック類、木くず及びがれき類を破砕する処理施設について、建築基準法第51条ただし書許可を受けるものです。

はじめに、資料1の31ページの計画書を御覧ください。

事業者は、マキウラ鋼業株式会社、位置は姫路市飾磨区中島、敷地面積は約16,300平方メートルです。事業者は、現在、当該地において、金属スクラップ加工業等の産業廃棄物処理業には該当しない事業を行っています。

この度、新たな破砕施設を増設する計画があり、併せて産業廃棄物に該当する廃プラステ

ック類、木くず及びがれき類についても受入れを可能にするため、建築基準法第 51 条ただし書許可を受けようとするものです。

前面スクリーンを御覧ください。

これは、姫路市の南中央部の用途地域図です。敷地の位置は、山陽電鉄飾磨駅から南へ約 1.8 キロメートル、赤丸印で示しており、用途地域は工業専用地域となっています。

こちらは周辺建築物の用途をあらわした図です。赤色で囲んでいますのが敷地の位置であり、敷地周辺は青色で示す工場等が立ち並んでいます。なお、敷地周辺には黄色で示す住宅等は立地していません。

こちらは敷地周辺の航空写真です。周辺は、埋立てにより造成され、工業用地として工場や倉庫等として利用されています。

この図は、当該施設の搬入・搬出経路をあらわしたものでございます。廃棄物等の搬入出は車両による陸送で、国道 250 号から県道、市道等の青色、紫色で示す 2 つの経路を利用すると調査をしています。主な道路幅員は、経路 1 が 12 メートル、経路 2 が 22 メートルです。

交通量については、オレンジ色の丸印で表示している地点において、搬入出車両の受入れ時間の前後 1 時間を加えた、7 時から 19 時の間の交通量を計測しております。経路別の交通量は、経路 1 が 7,149 台、経路 2 が 8,686 台となっています。

今回の計画により、増加する車両台数は最大 252 台と予想され、2 つの経路のうち、1 つの経路のみに集中して通行した場合でも、増加率は、経路 1 が約 3.52%、経路 2 が約 2.90% となり、交通に著しい支障を及ぼすものではないと考えています。

また、周辺対策につきましては、地元の中島自治会に属する住民に対し、今回の計画内容について説明を行った結果、反対意見はありませんでした。

以上のことから、敷地の位置が工業専用地域であり、周辺の土地利用及び交通量との関係から支障がないため、本施設の設置につきましては、都市計画上、支障がないものと判断しています。

続いて、施設の概要を説明いたします。敷地は、幅員約 10 メートルの姫路市道に接続しています。敷地内には、既に破碎等の事業を行う工場が 7 棟、その他の事務所、倉庫等があります。なお、本申請では新たな建築計画はありません。

こちらは、破碎機の配置を示した図です。破碎機のうち、①は既設で、②、③、④はこの度新設します。敷地全体における 1 日当たりの処理能力は、廃プラスチック類が 2,049.84

トン、木くずが1,434.24トン、がれき類が2,336.88トンとなります。

なお、参考といたしまして、周辺環境への影響について説明します。当該施設を設置するためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関連する手続を要し、その中で生活環境影響調査を行うこととされています。

こちらが、生活環境影響調査の結果をまとめたものです。申請者が、当施設から発生する騒音及び振動について調査を行った結果、いずれの項目についても、周辺環境に与える影響はほとんどないとの評価をされています。

以上のことから、生活環境影響調査の結果について、本市環境部局から特に支障はないとの報告を受けておりますので、周辺環境への影響については、支障はないと考えています。

以上で、第4号議案の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、御意見はございませんでしょうか。

○7番 この廃棄物の処理自体がどんなものかちょっとわからないんですが、生活環境影響調査として2つの騒音と振動というのを調べられているんですが、この施設からは有害物質とか、そういうものは出る可能性はない施設なんですか。そこだけちょっと確認させてください。

○議長 事務局、お願いいたします。

○事務局 まず、悪臭についてですけれども、処理物が無機物でありまして、臭気を発生させるようなものは取扱いません。

あと、大気汚染の方ですけれども、粉じん等の発生が想定される施設は建屋屋内に設置し、ベルトコンベヤー等の移動施設も密閉式を採用することで、粉じん等の飛散防止を図ります。

○7番 影響がないということで、了解しました。

○議長 いかがでしょうか。ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

御質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第4号議案、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり可決いたします。

この結果は、直ちに特定行政庁である姫路市長あてに答申することといたします。

続きまして、第5号議案、相生市に係ります「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第5号議案、相生市竜泉町における、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御説明いたします。資料1は33ページから36ページ、資料2は8、9ページ、資料4は29ページから33ページです。

まず、資料2を御覧ください。申請者、株式会社金海興業。面積、約2,600平方メートル。施設の概要、1日当たり365トンのがれきの破砕施設となっております。

当施設は、総合建設業と生コンクリート製造販売を行っております事業者が、工事現場で余剰となりましたコンクリートくず及び建築物の解体等により排出されます、がれき類を再生砕石材として再資源化するため、それらを破砕する中間処理施設を設置することについて、建築基準法第51条ただし書許可を受けるものでございます。

それでは、前面スクリーンを御覧ください。

まず、位置図でございます。今回の敷地の位置は、この赤色で表示しているところです。計画敷地は、国道2号の南側に近接し、JR相生駅から北西へ約1キロメートルの位置にあります。西播都市計画区域の市街化区域内にあり、用途地域は準工業地域となっております。

次は、敷地から300メートル以内の建築物用途別現況図でございます。計画敷地は赤色で表示しているところです。敷地周辺の建築物の状況ですが、青色で示す工場や倉庫が立地しております。黄色で示す住宅につきましては、北東にひかりが丘の住宅団地があり、北西にも竜泉町の小規模な住宅地がございます。

ひかりが丘につきましては、計画敷地から住宅地までの高さが約20メートルほど高く、さらに国道2号を挟んでいることもあり、施設の稼働により及ぼす影響は軽微であると考えております。また、竜泉町につきましても、山陽自動車道を挟んでおり、ひかりが丘と同様に影響は軽微であると考えております。

こちらは敷地周辺の航空写真でございますが、計画敷地及びその周辺は、山陽自動車道、JR山陽本線及び国道2号に囲まれており、隣接する敷地は、この事業者が所有する生コンクリート製造工場と残土置き場となっております。

次に、当該施設の搬入・搬出経路でございます。車両による陸送であり、敷地に接する幅員9メートルの相生市道竜泉町8号線を経由し、国道2号を経路としております。

交通量につきましては、平成27年の道路交通センサスの調査結果による、7時から19時の12時間交通量でございますが、約19,000台となっており、今回、当該施設の稼働によりまして増加する車両台数は、最大で36台と予想しておりまして、増加率は約0.2%ござい

ます。そのため、交通に著しい支障を及ぼすものではないと考えております。

なお、車両の方向転換でございますが、姫路方面、岡山方面それぞれ、交通の妨げとならない信号のある交差点に限定をしております、事業者がそれぞれ運転手へ適正な走行をするように周知しております。

その方向転換場となります2箇所につきましては、通学路の一部となっておりますが、歩道が整備されておまして、歩車分離による安全確保がなされております。また、車両の出入りにつきましても、通学時間を避けまして運営することとしております。

次に、地元住民や企業に対しましても説明を行っております、施設の設置、操業についての了承を得ております。

また、事業者は施設が近接する、先ほどのひかりが丘と竜泉町のそれぞれの自治会と「環境保全に関する協定書」を締結しております、公害を未然に防止し、生活環境の保全に努めることとしております。

相生市の都市計画マスタープランに即したものでありまして、相生市の都市計画審議会におきまして「敷地の位置は支障ない」旨の意見をいただいております。

以上のことから、当該施設の敷地の位置につきましては、周囲の土地利用及び交通量との関係から支障がないため、都市計画上支障がないと考えております。

続いて、施設の概要でございます。今回の対象でございます、がれき類の破碎施設に係る建築物を赤色で示しております。住宅地のあります北東及び北西面につきましては、がれき類の搬出入や破碎機への投入による粉じん、騒音を軽減するため、青色で示しております範囲に高さ3メートルの鋼板塀を設置します。さらに、鋼板塀の外側には緑地を設けまして、周辺環境にも配慮した計画としております。

こちらは、がれき類の破碎施設の平面図でございます。工事現場で発生しましたがれき類を、③のジョークラッシャーという破碎機により破碎をします。その後、⑤のスクリーンによりふるい分けをしまして、再生材として使用できないサイズものは再度破碎を行い、再生砕石といたします。この工程を行う破碎機などは建築物で覆いまして、外部への影響を軽減するための対策を行っております。

最後に参考といたしまして、周辺環境への影響について、説明いたします。事業者が行いました大気汚染、騒音及び振動につきましての生活環境影響調査の結果を御報告いたします。粉じん対策としましては、集じん機を建物の中に、また、散水装置を建物の内と外に設置することとしております。

次に、騒音及び振動対策といたしまして、破碎機は低騒音・低振動の性能のものを設置しまして、建築物で破碎機の周囲上部を囲いまして、また先に説明いたしましたとおり、住宅側の敷地周囲に遮音性能のある鋼板塀を設置することとしております。予測結果は、こちらにございますように、騒音規制法及び振動規制法の基準を満たしております。

また、ひかりが丘と竜泉町の住宅地における騒音予測値は、施設の稼働により数値が増加することはなく、環境保全基準を満たしております。

以上のことから、生活環境影響調査の結果、この施設が周辺環境に及ぼす影響は軽微であり、生活環境保全上支障がないものと環境部局からの報告を受けております。

以上で、第5号議案の説明を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

○9番 この図面で見ると、東、南、これ圃場にちょこちょこつとっている。東、南側ね。

○事務局 どちらの図面を指されておりますでしょうか。

○9番 このもらっている図面の。

この下のやつは圃場じゃないでしょう、業者が持っている、東側の田んぼになっているのでは。

○事務局 赤の部分が敷地のところを指しております。

○9番 それはわかる。どういうのか、これから言うと下やね。

○事務局 図面でいきますと、右下というところですか。

こちらは、この事業者の敷地でございまして、残土を置いているところになります。

○9番 そうですか。圃場の印になっているから、転用しないとイケない。

○議長 よろしいですか。皆さんお分かりでしょうか。

○事務局 こちらの図面で説明させていただきますと、赤で指しているところです。そちらは事業者が所有しております、今、残土置き場となっております。

○9番 圃場の印に見えたものですから。

○事務局 でも、現状は圃場というか、こういう状態にはなっていないくて、図面の表記とはちよつと違ひまして、残土を置いているということです。

○9番 これはもう圃場だったものを業者が買って、何かしているわけですね。

○事務局 そうだと思われま。

○9番 転用はやっているのかな。農地法。

○事務局 今回の敷地のそこまで調査をしておりません。申しわけございません。

○議長 よろしゅうございますでしょうか。

○5番 せっかく先ほど図が出ていたので、パワーポイントの2枚目の図を見せていただいていたところだったんですけども、ついでに一緒に教えていただきたいと思いますが、この円の300メートルって書いてありますよね。位置から300メートルのところを検証しているという意味だと思うんですけども、これは5号議案ですが、先ほどの4号議案は500メートルの範囲での検証だったと思うんです。

こちらの今の5号議案だと300メートルと狭い範囲になっていて、少し右側の住宅地のところが切れているということになるようなのですけれども。この51条ただし書の運用基準といたしますか、審査基準といたしますか、こういうのはもうきちんとできているのですか。どのような形で審査の対象をどのようになされているのか、教えていただければと思います。

○議長 事務局よろしいですか。お願いします。

○事務局 許可におきます取扱要領というものがございまして、この300メートルの円はこの敷地から、例えば北西側にあります竜泉町、そちら住宅分と用途地域上定まっていないところも、住宅地が固まっておところは300メートルというような扱いもありまして、もう一つ500メートルというラインも外側にあるんですけども、その場合でも住宅系の用途が入っているかどうかというところで、確認はしておるんですけども、今回も幹線道路及びその環境の影響がないという判断でチェックはもちろんしておりまして、ケース・バイ・ケースでちょっと扱いが状況によって違ってくるということにはなっております。

○5番 ということは、それぞれ個々のケースで何メートルにするかというのを判断していると。きちっと一律の基準というのはないということなんですね。

○事務局 特に具体的に何百メートルであると、なければならぬという基準はございませんが、各特定行政庁ではそれぞれ取扱いというのは決めていると。それは、個別で状況を見て判断をしているということにはなると思います。

○5番 姫路市と兵庫県とで違うということになるのですか。

○事務局 数値が近いところがあるかもしれませんが、微妙な取扱いというところも、必ずしも全くぴったり合っているというところではございません。

○議長 ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

特に御質問等がないようですので、それではお諮りをいたします。

第5号議案、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり可決いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

「都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る基本的な考え方について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局 報告事項、都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る基本的な考え方について御説明いたします。座って説明させていただきます。

前面スクリーンでもお映ししますが、関連する資料としてお手元の参考資料1が、現行の都市計画区域マスタープランの概要版の全県共通部分、A3の一枚ものになっております。同じく参考資料2が、都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る基本的な考え方としたA3の一枚もの。同じく参考資料3が、都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針、全体構成の試案としたA3の一枚もの。最後に参考資料4が、前面スクリーンのスライドを印刷しましたA4ホチキス留めのものが、1ページから17ページまでとなっております。

それでは、前面スクリーンを御覧ください。

まず、都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であり、広域的・根幹的な都市計画の方向性を示し、市町村の都市計画に関する基本的な方針の指針となります。

また、今回の見直しの対象としている都市計画区域マスタープラン等とは、県が決定する3つの都市計画を指しております。1つ目として、先ほど御説明しました都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランのほか、2つ目として都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針、3つ目として市街化区域と市街化調整区域との区域区分、いわゆる線引きです。これらについては、社会経済情勢の変化に対応するため、おおむね5年ごとに定期見直しを実施しています。

本日、報告します見直しに係る基本的な考え方とは、これらの都市計画の見直しについて、今後検討する方向性を示すものです。

まず、見直しの大まかなスケジュールをお示しします。本日、見直しの基本的な考え方について報告させていただき、いただいた御意見等を基に、来年度見直し基本方針を市町との意見交換会の内容を踏まえ、県で作成します。その後、見直し基本方針を基に各都市計画の見直しの素案の検討を行います。2019年度は、その素案により関係機関協議を行い、主に2020年度に説明会・公聴会・縦覧等の都市計画手続を進め、同年度末を目途に都市計画変更

を行う予定としています。

次に、県内の都市計画区域マスタープラン等の現在の策定状況です。

2015年より、政令指定都市の単独都市計画区域に係る区域マスタープランは、市決定となっており、県が決定するのは神戸を除く19都市計画区域となります。

ここからは、2015年度末に決定しました現行の都市計画区域マスタープランについて、簡単に御説明します。参考資料1を併せて御覧ください。

全体構成は3部構成となり、第1の基本的事項では役割、対象区域、目標年次を、第2の本県の都市づくりの基本方向では、全県共通事項として都市計画に関する課題、目指すべき都市づくりについて記述しています。第3の地域の方針では、地域ごとに地域の概況や将来像、区域区分の決定の有無、都市づくりに関する方針などを記述しています。

現行のマスタープランの基本的事項になります。対象地域としては、全県を6地域に分け、地域ごとにまとめて検討しています。目標年次は、2040年の都市の姿を展望しつつ2020年としています。

目指すべき都市づくりにおいて、(1)安全・安心な都市空間の創出として、防災・減災対策の強化や、ユニバーサル社会の推進を記載しています。また、(2)地域のイニシアティブによる魅力的な都市づくりとして、経済の活性化や景観等地域資源を生かした都市づくり、民間活力の活用を記載しております。(3)持続可能な都市構造の形成として、大都市、地方都市、中山間地等が都市機能を分担・相互連携するとともに、拠点間を交通ネットワークで結び、地域全体で多様な機能を確保する地域連携型都市構造について記述しています。

こちらがその概念図になります。このような都市構造の実現により、生活利便性の確保、財政負担の軽減、都市の低炭素化といった効果が期待されます。

それでは、ここから今後の見直しに係る基本的な考え方について説明します。

参考資料2を御覧ください。根本的な考え方としては、ここ数年で県の上位計画の改定がないこと、人口減少・少子高齢化という大枠での傾向が前回改定時から変わらないことから、現行の都市計画区域マスタープランの内容を踏襲しつつ、社会情勢等の変化に対応するため新たな課題について検討を行うこととします。

それでは、見直しに係る社会的背景として新たな社会情勢等の変化について、主なものを確認していきたいと思います。参考資料2の左側になります。

まず、近年、集中豪雨等による土砂災害が頻発していることから、県では現在、開発等に制限がかかる土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと呼ばれる区域の指定に向けて

取組を進めており、2017年11月28日現在で1,738箇所が指定済みです。

次に、人口等を見ると、県でも地域創生等の取組を進めておりますが人口減少、特に県内においても偏在化は進行しております。2040年の予測では、2015年と比べて神戸・阪神間は約12.3%の減少ですが、但馬・丹波・淡路ではおおむね3割の減少となっております。

都市の低密度化も進んでおります。都市の密度を図る指標として、人口集中地区の状況を見ますと、全県的に地区そのものは拡大する一方で、地区の人口密度は低下しており、都市が拡散している傾向が分かります。

また、空き家についても問題は進行しております。県内の空き家率は2003年より横ばいとなっておりますが、空き家数については増加しております。空き家率については、地域による格差があり、淡路では約2割が空き家となっております。

次に、福祉に係る課題として介護の分野で国は、地域包括ケアシステム等在宅での介護を推進しております。県内の要介護認定者数を10年前と比較しますと、要介護、要支援認定者ともに増加しております。特に、在宅で支援を受けることが想定される要支援認定者数が、10年前より倍増しており顕著に増加しております。

子育てについても、国を挙げて待機児童解消に努めておりますが、本県でも待機児童数は増加傾向で、2017年4月1日現在の待機児童数は1,572人となっております。

一方、都市の緑地の問題として今年度の都市緑地法等の改正により、生産緑地地区のいわゆる30年問題については、10年間期限を延長できるよう法改正されておりますが、従事者が高齢化しているということに変わりはなく、これらが今後一斉に地区指定解除となる可能性があります。これら、大量の空き地が市場に出ることにより、都市の土地利用に影響を与えるおそれがあります。

また、現在、国を挙げてインバウンド等の誘致が求められております。県でも、観光施策を実施して旅行者の誘致に努めておりますが、お示ししているデータにありますように、外国人旅行者数は大阪府、京都府に比べると低水準となっております。外国人宿泊者数でも同様で、兵庫県は全国第12位となっております。

ここから、これら社会的背景を踏まえた課題の検討について説明いたします。御覧の参考資料2の右側となっております。

まず、災害への対応について求められる方向性としては、集中豪雨等の増加、土砂災害特別警戒区域を織り込んだまちづくり等が考えられます。それに応じた検討すべき内容として、客観的データ等から検討する土地利用規制、レッドゾーンから移転する場合等の土地利用規

制の柔軟な運用、事前復興まちづくりの検討段階での住民への都市計画手法の周知等が考えられます。

次に、都市の低密度化への対応においては、空き地・空き家対策や、物流等の変化の反映が求められる方向性として考えられます。それに応じた検討すべき内容としては、物流等を加味した土地利用、都市計画として空き地・空き家対策を行うための手法などが挙げられます。

少子高齢化社会への対応としては、公共交通ネットワークの充実などの一体的な取組や、福祉施策とまちづくりの連携等が求められる方向性として考えられます。それに応じた検討すべき内容としては、歩いて暮らせるまちづくりの推進手法や、子育て世帯の支援に向けた施設等の整備のあり方等が考えられます。

都市と緑・農との共生としては、都市農地をあるべきものとする発想の転換や、都市農地継続のインセンティブ等が求められる方向性として考えられます。それに応じた検討すべき内容としては、農政部局との連携や空き地等の都市緑地としての活用手法、田園住居地域を活用したまちづくり等が考えられます。

観光施策との連携においては、例えば現在、県で進めている「ひょうごゴールデンルート」など、観光客誘致のストーリーに沿った観光資源の発掘・整備が、求められる方向性として考えられます。それに応じた検討すべき内容としては、観光資源の発掘・整備を促進するため、景観地区、伝統的建造物群保存地区等の各種制度の活用方法等が考えられます。

これら見直しに係る基本的な考え方を受けて、見直し基本方針についてどのようになるか作成した試案について御説明します。

前回の見直し時、2013年に作成した見直し基本方針との変更部分のうち、主なものを御説明します。前のスライドにも映しますが、参考資料3の右側を御覧いただいた方が全体像が分かりやすいかと思います。

まず、1、現状に対する認識と課題のうち、都市計画に関する課題として、今回課題の検討に挙げた項目を追加します。

2、目指すべき都市づくりにおいても、災害予測地からの移転や事前復興まちづくり、子育て世帯への支援、インバウンド誘致、都市農地の活用等を盛り込みます。前回見直しのポイントでありました地域連携型都市構造化については、基本的な方向性は変えず、新たに将来の人口減少・偏在等のシビアな予測やオープンスペースのあり方、人の交流や物流の変化、技術革新などについての考え方を盛り込みます。

各都市計画の見直しの考え方においては、区域区分について基本的な考え方に変更ありませんが、レッドゾーンに指定された区域と田園住居地域についての考え方を追加します。

以上が、都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る基本的な考え方についてです。スケジュールの説明でも申し上げましたとおり、見直し基本方針は来年度本格的な検討に入りますので、本日は委員の皆様から、これらに加えるべき課題や考え方等について御意見をいただき、今後の検討に加えていきたいと考えております。

以上で、報告事項についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。

○19番 かねてから、私この都市計画法というのは、できたときに国会でも全国の都道府県議会でも国土の1割しか住むところがない日本で、こういう法律が必要なのかという議論があったように覚えております。市街化調整区域が、果たしてこの日本に必要なのかというようなことなんですけども、今まさに人口減少社会に入って、こういうマスタープランの見直しということは、時を得た課題ではないかと思っております。

特に、私も四十何年前から田舎の議員をやってまいりまして、県会へ出てまいりまして、本当に高度成長期からオイルショック、そしてバブル期、バブルがはじけて失われた20年ということで、ようやくバブルが崩壊する前に、雇用も地価も株価も戻ったかなというような感じでございますけども、その間とにかく少子化対策を十分しなかったというのか、全くしなかったというのか、人口減少社会がもう始まっており、だんだん究極の状態になってきています。

その中で、今までのように規制ばかりでいいのかなという疑問は、最近ずっと持っているわけです。いけいけどんどの時代には規制も必要かと思えますけれども、今どういう現象が出ているか、まさに指摘されている問題が全部あるわけです。特に、旧市街地の空虚化というんですか、空き家・空き地、これは個々の問題ではなくて、やっぱり都市計画としてどうするかということを考えていけないといけない。

今もモデル的な都市がありましたけれども、こっこの市にあって、こっこの市にないというようなことが、果たして今の日本の市や町で可能かどうか。とにかく、よそにあったらうちところも欲しいというのが今の市や町の住民の考え方なので、県でもそうですけども。その辺の全体的な見直しをしないといけないのではないかと思います。

さらに突っ込んでいけば、以前は大型店舗が来る場合には、商業調整とか言うておりましたけれども、今、まちの真ん中から大型店舗がどんどん抜けてしまっているんです。先般、ごそっと抜ける分については事前の県・市・町に対する届出制がありましたけれども、一部分抜けている場合には全然ノータッチなんです。その辺も都市計画法の中でどうするかと。

新しいコンパクトシティをつくるということは、大切なことでいいと思うんですけども、今、真ん中のまちがどんどん寂れてしまっている。これに対して都市計画法の中でも何らかの規制というか、どうするのかということを考えていかなければ、日本の国全部が、まちがおかしくなってくる。地域創生云々の問題じゃないと思うんです、ということです。

○議長 ありがとうございます。

○20番 この14ページに課題の検討④都市と緑・農との共生というところで、求められる方向性という部分があるんですが、ここに都市農地をあるべきものとする発想の転換という表現があるんです。これって言葉足らずで、もうひとつよく分からない。どちらでもとれると。要は、あるべきものとする発想を転換するのか、何かに変えていくのか、こういうふうに変えようと言っているのかによって、全く違う方向になってしまう。

もちろん、恐らく都市農地を存在させていこうねという意味で使っているんだとは思いますが、今までそれがなかったとも思えないし、そこら辺ちょっと教えていただけませんか。

○議長 それでは、両委員の御発言に関しまして、事務局からコメントいただければと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 最初の御意見をいただきまして、規制ばかりではということでお話しいただいているんですけども。現在、少子高齢化ということで、人口減少している状況ではあるんですけども、やはりまだまだ市街化区域内でも郊外部の地価の安いところに、大規模な開発等のそういった圧力というものはある状態で、今の状態でそういった区域区分、線引き等の規制を外すと、また無秩序な開発が進んで、今言われたように市街地の中でも低密度化、人口減少が進んでいる中で、さらにそういった区域の規制を外すと、今できている市街地の空洞化なんかも進むというようなおそれもありますし、そういったこともありますので、区域区分の維持というのは必要ではないかというふうに考えております。

あと、言われました大規模な店舗等が抜けて、ということで、町中から抜けていくという状況で、これも国の方でもスポンジ化ということで、そういった町中で、これまで都市計画で言われたように規制、建つものを規制等で誘導してきたということなんですけども、それ

が今度、今の時世になって建ったものがなくなっていくといいますか、抜けていく、そういったものに対しては都市計画法、なかなか今の手法、法律の手法では対応できないところもありますので、そういったところについては今の法の中で、それ以外のところかもしれませんが、その対策は必要ではないかということで、国の方でも小委員会が設けられて検討されているところですので、そういった動向を見ながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

あと、都市農地をあるべきものということで、これは今年度都市緑地法という法律が改正されまして、これまで都市の中の農地ということで宅地化して、その市街化区域内、そういった都市の農地は宅地化すべきものというような考えで整備がされてきたんですけども、今お話があったように、人口減少の中でまちが空洞化する、あるいは各行政等の財政も負担が大きくなる中で、都市の中における農地というのも貴重な緑地として改めて見直すというような考え方、発想のもとで、あるべきものというのはそういうことで、都市の中にあってしかるべきものといいますか、そういった考えのもとで施策を進めていきたいと思いますというふうに考えている次第であります。

○議長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○19 番 憲法もそうですけども、憲法がこうあるからこうだと、原因があって結果があると。けども、憲法がおかしかったら変えていけばいいのであって、都市計画法の目的をずっと今、言われてよく分かりますけれども、都市計画法のそういう規制があって、今こういう状況となっていると。その原因について問題があれば、除去するための法改正というのもやっていったらいいと思うんです。それだけ言っておきます。

○議長 ありがとうございます。

○24 番 参考資料3の目指すべき都市づくりというところで、私は大事な視点の1つだと思うのが、これからは防災・減災、ここに本当に力を入れていくまちづくりというのが大事だと思っているのですが、その中で事前復興まちづくりの考え方、ちょっとなじみのない言葉も入っていたりするのですが、これはその前段の災害予測地からの移転等に対する考え方にも通ずるものなのかなと予測しながらお聞きしていたのですが、このあたりの説明をお願いしたいと思います。

○議長 事務局お願いします。

○事務局 事前復興まちづくりというのは、災害が起きる前から災害が起きた後のことも想定

しつつ、まちづくりを考えていこうという考えで、昨今そういった考え方の基にまちづくりを進めていくという考え方が出ております。そういう中で、行政だけでそれを考えるのではなくて、県民の皆様にもそういった災害が起こった後のまちづくりも想定しながら、こういったまちづくりをしていこうというのを、周知を図りながら進めていくというのが復興まちづくりと捉えておりまして、そういった観点もこのマスタープランの方に取り入れていけたらと考えている次第であります。

○24 番　ここは、県民の皆さんの大変な御理解も要るところですし、とはいえやっぱり昨今の災害の発生頻度を見ると、場当たりに、発生したところに対策・復旧・復興工事ということも、なかなか予算の関係でそうもいかなくなってくるということを考えると、ここは非常に大事だと思いますので、しっかり大胆に、要は災害が多発しているような地域はもう極端な言い方をすると、乱暴な言い方をしますと、もう移転してくださいと言えるようなところも、そういう地域も出てくるのかなと思っているので、そういう県民に説明するときの、よりどころとなるように、しっかりとビジョンを示していく必要があると思いますので、ここはしっかり検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長　ありがとうございます。

○27 番　この資料の6ページと、参考資料の1ページの地域連携型都市構造化ですけれども、先ほどからありましたように、この間平成に大合併がやられて、というのも人口がどんどん減っていく中で町や村にそれぞれ、小さな町に役場があって文化施設があって医療施設がある。これから、そういうフルセットのまちや村づくりではなくてということで、合併がされていったと思うのです。

その結果、姫路でもそういうことがあったのですけれども、役場の機能が小さくなったとか、学校が統廃合されたとか、施設がこれまでよりも機能が低下したとか、そういうことによって農村部の活力がなくなったという声をよく聞きます。

今後、そういう動きがより加速するというので、その都市部に民間の事業者インセンティブを与えて、医療や福祉や商業施設を税制の優遇や利子補給、低利融資によって立地を支援すると。都市部に立地を支援するという、こういう方向で今進められようとしていますけれども、その市街地以外のエリア、この図面で言うとうぐいす色のところですが、市街地以外のエリアについても地域のにぎわいの創出や、住民の日常生活を支えるための機能の確保とあるんですけれども、具体的にイメージがわからないんですけれども、このうぐいす色の市街地以外の地域に、具体的にどういう施策でにぎわいの創出とか、日常生活を支え

るための機能を確保しようとしているのかというのを教えてください。

それと、先ほど特別警戒区域のレッドゾーンのお話もありましたので、イエローからレッドに指定するという動き、行政主体でどんどん進めていただいているんですけども、レッドに指定されれば、住宅の改修とか移転に県や市から、あれは33%か23%か補助金が出て、あとは自己持ち出しということなんですけれども、そういうレッドに指定されれば、そういう特典的なものがあるんですけども。ただ、個人の持ち出しが多いためにレッドに指定されても、そういう補修作業であるとか移転ができないという声をよく聞かれていますけれども、これまでレッドに指定されて、そういう補助金を使った移転とか改修がやられたという例は、県内ではあるでしょうか。

○議長 お願いします。

○事務局 まず、地域連携型都市構造の方なんですけども、ちょっと具体の施策のイメージということで、こちらはイメージということで、そういったうぐいす色の部分についても、日常生活に最低限必要なサービス機能は維持しながら、そういった地域ともう少し機能の集積している地域とをネットワーク、そういった部分についてはコミュニティバスとかそういったものになってくるかもしれませんけども、そういったものでつないでいくということで、機能を分担しながらこういうことをイメージをしておる都市構造になっており、こういった施策については都市計画だけではなくて、いろんな分野、交通分野だったり、農業の分野だったり、いろんな分野、それからサービス関係も商業はじめ医療・福祉とか、いろいろなサービス関係の分野とも連携していく必要がありますので、そういった連携を図りながら進めていきたいというふうには考えております。

○27番 レッドに指定されても、なかなかお金がすごくかかるんです、個人の持ち出しが。事業が進んでいない、ほとんど進んでいないということを聞いているので、そこら辺の補助率の見直しとかも含めて考えていただきたいというのと、あと、このうぐいす色の市街地以外の区域ににぎわいの創出であるとか、日常生活を支えるための機能の確保、ここがしっかりと見えるような提案をしないと、僕はなかなか理解いただけないのではないかなというふうに思います。

○議長 ありがとうございます。

○30番 2つほどお聞きしたいと思います。

先ほども出ていましたように、今現在、災害発生したら災害が出たときに、復旧をいかに効率よくするか、また速度を早くするかということで、これはいたし方ないと思うんですけど

ども、先ほど意見がありましたように、これからは事前の復旧、復興のまちづくり、こちらあたりが非常に問われてくる、非常に人・物・金が失われてから復興するのではなしに、やはりその前に危険なところが兵庫県もたくさんありますので、そこらあたりどう取り組んでいくのか、この総合的なまちづくりの中に生かしていくのか。

例えば、これは反対されるかも分かりませんが、コンパクトシティ化、コンパクトタウン化、そういったこともより一層明確に盛り込んでいったらいいんじゃないかなと思うんです。これまでは、例えば高度成長化の中で幾らでもベッドタウン、そしてまた別荘、どんどん無秩序という語弊がありますけども、いわゆる商業ベースで広がっていきました。今の段階は、そこらまでメンテする、保守する能力なり、財政とかはもちろんですけれども、そういったことが非常に私たちの方の小さな、多可町なんですけれども、非常に小さな地方のまちでは財政力が不足しておりますので、そういったことを訴えかけておるんですけども、是非兵庫県としてもコンパクトシティ化というんですか、そういったことでより一層濃密な、ここにもうたわれておるんですけども、そこらあたりを明確にうたっていただきたいと思うことが1つ。

もう一つは、人口減少が非常に少ないことがここにもうたわれております。雄県兵庫についても井戸知事ともお会いするんですけども、やはり非常に大きな兵庫県であっても人口が減ってくると、そういう時代でありますので、例えば、これは難しいかも分かりませんがAIの時代と言われてはいますが、やはりこれからは全てが全て人の力、人の知恵、人の能力じゃなしに、そういったことも、ここは例えば介護であるとか、後半言われておりますように兵庫県のこれは日本の縮図でありますので、そこらあたりもAIの取組、是非網羅していくべきじゃなかろうかと思うんです。ここは人の知恵が絶対必要ですというところは、これは譲れないところがあると思いますので、これは総合的なマスタープランの中に是非その2つを入れていただいたらと思うんですけど、そのあたりの考え方教えていただきたいと思います。

○議長 何かコメントいただけますか。これから検討していくという観点で。

○事務局 いただいた御意見を基に、検討させていただきたいと思います。AIの取組とか、技術革新などについてもそれが都市の構造にどういった変化をもたらしていくのかについても、検討に加えていきたいと思うので、また御意見よろしく願いいたします。

○30番 日本の先端を行く兵庫県として、是非水先案内人の兵庫県、お願いします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

いかがでしょう、ほかに。

○9番 土地基本法が施行されましたから、その点をよく入れていただきたいと思います。農林の方とよく相談して、特に生産緑地が今まででしたら三大都市圏に限定されていたけども、もっと広がったんですね。それで、なかなか増えないというのは、市町村が宅地並み課税から減るものですから、なかなか置いていただけないということがありますから、そこら辺をきちっと書いて、やはり都市農地というのは防災緑地であるし、都市景観を守っていくというふうな大変重要な役割をしているわけですから、是非ともそこら辺も検討していただきたい。

○議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう、御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

引き続き、見直し作業を進めていただく中で、本日の御意見、是非検討していただきまして、どう生かせるか、また御報告をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議案は全て終了いたしました。

これもちまして、平成29年度第2回都市計画審議会を閉会いたします。

皆様方には、終始熱心に御審議をいただきまして大変ありがとうございました。

なお、各委員におかれましては事務局から連絡事項等がございますので、いましばらくそのままでお願いいたします。

○事務局 失礼します。連絡事項等が2点ございます。

まず、1点目ですが、私冒頭で本日の出席委員数を25名と報告いたしましたが、24名に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

次に、2点目でございますが、次回、平成30年度の第1回目の審議会につきましては、案件の状況等を見て、改めて御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午後 3時51分